

# 埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

## Kata-tagae in the Kamakura Samurai Society Mentioned in "Azuma-kagami"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 湯浅, 吉美 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/877">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/877</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 『吾妻鏡』に見る鎌倉武士の方違え

Kata-tagae in the Kamakura Samurai Society Mentioned in “Azuma-kagami”

湯 浅 吉 美

YUASA, Yoshimi

## 1. はじめに

方違えという行為は、記録類はもとより、文学作品にも頻々と現れてくるため、比較的よく知られている。高校古文の授業で聞いたことを思い出される向きも多いと思う。最も盛んに行われたのは、平安時代の公家社会においてであり、その研究もそこを中心として展開した。そして時代が下っても、貴族たちの世界では、この禁忌に関して大きな変化はなかったようである。しかし翻って、物事の見方・考え方を大きく異にする武家社会ではどうであったか。それはこれまであまり採り上げられてこなかったように思う。そこで本稿では、鎌倉時代の武家社会を対象として、方違えの実態を検証する。

題材は『吾妻鏡』である。同書は、幕府の成立から北条氏による執権政治の確立までを描いた、ある種の正史なので、将軍家や北条氏を中心に、東国武家社会における要人たちの動向を詳しく記述している。もしも彼らがミヤコの公家たちと同様に方違えを実践しているならば、『吾妻鏡』の中に記事が見当たるとであろう。あるいは、貴族たちとは異なった取り扱いが見られるかもしれない。そういう期待をもって、『吾妻鏡』から記事を拾い出し

てみよう。

## 2. 方忌み、方違え、方角

具体的な分析に入る前に、基本的な事柄を整理しておく。

方忌みとは文字どおり、特定の方角を忌むことである。「忌まわしい」「忌み嫌う」などの言葉が示すように、「忌む」とは、避ける、関係上の距離を保つの意味で使われることが多い<sup>1</sup>。陰陽道や暦道の説くところによれば、幾つかの神、もしくは天体の精は一定の法則に従って遊行し、人間はそれらの所在方位を犯してはならぬという。その方角に向かって出かけたり、何らかの行為をなしたりしてはならない。これが方角を忌む、つまり方忌みである。やや堅苦しい用語では、方角禁忌とも称する。

とはいえ、毎日いずれかの方角は塞がっているので、額面どおりに方忌みを励行しようとすると、如何に「のほほん、のほほん」の彼らでも不自由である。そこで方違えが発案された。これは周知の如く、忌むべき方角に向かって行動を起こさねばならぬとき、出発地や現在地を変えることにより、禁忌違反を回避することである。たとえば、東方を忌むべき日にどうあっても東へ行かねばならぬと

キーワード：方違え、陰陽道、武家社会、鎌倉時代、『吾妻鏡』

Key words : Kata-tagae, Onmyo-do, the Samurai society, the Kamakura era, “Azuma-kagami”

すると、一旦、東以外の何処かへ移動する。しかるのち、そこから目的地に向かえば、東へ行ったことにならず、したがって禁忌違犯に当たらないとする。あるいは、邸内で何か土木工事をする際、その場所が常住起臥する場所から見て忌むべき方角に当たるならば、寝起きする場所を変えたり一時的に引っ越ししたりする。その移転先から見て、当該地点は忌むべき方ではなくるので、滞りなく施工できる。埒もない屁理屈のように思えぬでもないが、貴族たちはこれを真摯に実践した。現代の凡慮の及ばぬ畏怖が彼らの精神世界を遍く領していたと言えよう<sup>2</sup>。

また、ここで方角についても紹介しておく必要がある。

陰陽道で方角を問題とする場合、いくつかの考え方があがるが、一般的には24の方角を用いることになる。それは十二支と、十干の戊・己を除く8文字と、易に由来する4文字（他に、十二支と重なる方角に4文字）とで構成される。その順は、正北から東回りに、子（坎）・癸・丑・艮・寅・甲・卯（震）・乙・辰・巽・巳・丙（戊）・午（離）・丁（己）・未・坤・申・庚・酉（兌）・辛・戌・乾・亥・壬、となる。ただし、1周360度を15度ずつ24等分するのではない。賀茂氏は一方六分法、安倍氏は一方七分法を用いる。いま一方六分法の要領を記せば、以下のとおり。

- 12×12の方眼の中央を起点Oとする。
- 北方の場合、起点Oから北（上）へ6マス進み、そこから直角に東（右）・西（左）へ各1マス進んだ地点A・Bを点ずる。その二等辺三角形AOBに収まる範囲が「子」（正北）である。
- 地点Aから、さらに東へ2マス進んだ地点をCとすると、三角形AOCの内が「癸」

となる。

- 同様に、地点Bから西へ2マス進んだ地点をDとすると、三角形BODの内が「壬」となる。

これでわかるように、東西南北の四方正位に比べて、艮（東北）・巽（東南）・坤（西南）・乾（西北）は、かなり細いものになる。中心の起点Oにおける開角が大きく異なることに注意されたい。安倍氏の七分法のほうが、幾分か、その差は小さくなる<sup>3</sup>。

文章にすると面倒なようでも、実際はそうでもない。角度をきちんと測るのは、机上の図面はさておき、現実の3次元空間では案外と厄介なものである。しかしながら平安京を思い浮かべてみれば、あの碁盤目状に条坊の通った、しかも起伏のない平面都市で方角について論じようとする、この方法がまことに簡便なのだということに気付く。技術とか文化というものは、それが運用された土地・風土と密接な関係をもっているのである。

以上、方忌み、方違え、方角につき、大概を述べた。

### 3. 『吾妻鏡』の記事から

さて、実例の検討に入ろう。引用本文は、いわゆる北条本を底本とした新訂増補国史大系に基づき、句読点は私見。各条、年月日に続く括弧内に、丸付き数字を以て冊数（全4冊）を、算用数字にて頁数を示す。また、文中の（）は原文小字双行の箇所、〈〉内は人名の比定その他、引用者の加えた注記である<sup>4</sup>。

#### 【1】建暦3（1213）・8・1（②696）

將軍家（源実朝）、御所作事之間、有御方違。渡御東殿（尼御台所〈北条政子〉御第）。依為御本所也。

御所の作事のため、実朝が母政子の住む東殿に方違えをした。これは5月2日から3日にかけて戦われた和田合戦に際し、御所（大倉幕府）が焼失したため、実朝は事後、大江広元亭に移っていた。この方違えは、いわゆる方違えとは性格が異なり、新築工事中の一時的移転であろう。そう見る理由は、

- ・新御所に入るまで、20日間という長い期間、継続していること
- ・前後の日と比較して、格別、この日、この方角へという忌みの必然性が何ら見出せないこと<sup>5</sup>

の2点である。

**【2】建暦3（1213）・10・2（②704）**

将軍家、為御方違、入御相州〈北条義時〉御第。出雲守〈藤原長定〉・武蔵守〈北条時房〉・遠江守〈源親広〉・結城左衛門尉〈朝光〉・三浦左衛門尉〈義村〉・藤内左衛門尉〈藤原季康〉以下供奉云々。

**【3】同・10・3（②704）**

日中、自御方違御所還御。其期、相州被進御馬并御釵等云々。

2日は日遊が家内中央を塞ぐため他出したもので、理に適っている。ただし、実は3日も同じ状況なので、翌日すぐに還御したのは穏当でない。還御に際して義時が馬・釵を進上していることから、純然たる方違えというよりは、将軍が執権の邸宅を訪問したことに力点が置かれており、親子ほど年齢の離れた両人のこうした交流は、いかにも北条氏に擁立された将軍との印象を強める（実朝22歳、義時51歳）。

**【4】建保5（1217）・12・25（②732）**

入夜、将軍家〈実朝〉為御方違、渡御于永福寺内僧坊。〈宮内〉公氏役御釵。相模式部大夫・結城左衛門尉朝光・山城判官次郎〈二階

堂〉基行等候御共。御騎馬。李部〈武部大夫〉已下者歩儀也。緯密々之間、無参会人。於彼僧坊、自〈二階堂〉行村之許、被召獸形一合・桃九枝。終夜有続歌御会。

実朝が永福寺に方違えをした。しかし、この日、とくにその必要はない。むしろ、将軍御所から見て同寺は北東に当たり、王相が塞いでいるから、行くべきではなかった。同寺が二階堂氏邸の傍らであることを思えば、歌会の記述とも併せて、有力吏僚二階堂氏との交際が眼目である。しかも、「緯〈こと〉に密々たるの間、参会する人なし」との文言から、何やら秘密裡に二階堂と会ったようにさえ感じられる<sup>6</sup>。翌日未明、還御。

**【5】貞応2（1223）・3・28（③7）**

二位家〈北条政子〉御方違、入御民部大夫〈二階堂〉行盛山庄。為御造作也。

政子が二階堂行盛の山荘に方違えをした。造作のためというのは、勝長寿院の奥に新御堂と御所とを建てたことを指す<sup>7</sup>。

**【6】貞応3（1224）・正・4（③15）**

二品〈政子〉、為令方違南方給、被召隠岐入道行西二階堂家於本所。行西申領状云々。

**【7】同・正・5（③15）**

二品御方違本所事、自隠岐入道家、勝長寿院奥殿、当南方之由、陰陽師等依令申、改之以大倉泉御亭、被定本所云々。

同じく政子の方違えである。隠岐入道行西（二階堂行村の法名）の家に移ったが、すぐ翌日、陰陽師らから苦情が出た。曰く、隠岐入道の家から勝長寿院奥殿は南に当たるので好ましくないと。それを承けて、大倉泉亭に移ったという。

これは、年の干支によって定まる大將軍の忌みを避けたものであろう。この年、大將軍は午（正南）を中心とする5方を塞ぐ。隠岐

入道の家は、おおよそ同院奥殿から北東になり、陰陽師らの言うように、たしかに5方位の端に掛かる可能性はあるものの、きわめて微妙なところ。忌みを課す神よりも、政子を取り巻く人間の意思のほうが大きく作用しているように思われる<sup>8</sup>。

【8】元仁元（1224）・12・14（③25）

入夜、若君〈藤原三寅〉渡御武州〈北条泰時〉御亭。女房悉為御共。御儲殊被尽美云々。是来十九日（立春節）、為御方違可有入御。而件日没日也。始入御、依可有御憚、今夜故令渡始御云々。

三寅が泰時亭に出かけた記事。19日が立春に当たる節分の方違えだが、当日は没日で初めての入御が憚られるので、先立って一旦渡御したという。これらの判定は正しい<sup>9</sup>。とは言え、女房らが悉く相伴したり、美を尽した装いであったり、果ては、翌日還御の折、泰時から引出物を献上したりと、明らかに、近い将来、將軍となる少年を自邸に招くことが主眼であった<sup>10</sup>。なお、19日には予定どおり方違えのため入御している。

【9】元仁元（1224）・12・17（③26）

武州〈泰時〉建立堂在所、自当時御館為東方。而立春之後者、王相方也。雖可被違其方、節分夜、若君〈三寅〉為御方違、依可有入御、令思煩給之間、招知輔朝臣、被仰合此趣。知輔云、仮讓渡彼堂於他人、可被造畢。於御願寺等、此例尤多云々。猶難被散不審之間、重被問〈安倍〉親職之処、以追善事、被讓他人之条非本儀。不可有御方違者、暫閣作事、夏節以後、可修功云々。後儀相叶願主御意云々。

泰時が建立している仏堂が居館から東方に当たり、立春以後は王相によって塞がる。方違えをすべきだけれども、節分の夜は三寅が方違えに来るので、どうしたらよからうかと

いう記事。問われた陰陽師知輔は、仏堂を仮に他人に譲渡して行えばよいと答えた。つまり、譲られた人から見て仏堂が東でなければ方忌みは生じないという理屈である。泰時はなお不審を晴らさず、安倍親職に重ねて問うたところ、追善のことを他人に譲るのは本儀でないから、夏節を待って行うように、との答えで、泰時の意に合ったという。

この仏堂は6月に急逝した義時を弔うもので、翌年6月の一周忌に当たって供養を営んだ（新釈迦堂）。一方、王相方の塞がりとは3か月周期で移動するので、夏節に入るのを待てと言った親職の回答は適切。他人に仮に譲れば…という知輔説は、いかにも乱暴である。いずれにせよ、執権泰時さえ真剣に方忌みを気にしていることが知られる。と同時に、知輔のような、かなりご都合主義的な陰陽師のいたこともわかって興味深い。

【10】嘉禄元（1225）・11・20（③36）

於武州〈泰時〉御亭、御所造営事、連日犯土、天一・太白方、有憚否、被經沙汰。（中略）重而召陰陽師等。後藤左衛門尉〈基綱〉為奉行。（中略）然自今日、西、天一遊行方也。可為何様乎、可計申之旨被仰下。（中略）就之、各行向、可糺正方之由被仰下。仍基綱・陰陽師等、相共行向而正丈尺之処、自当時御所御寝所、至于彼御地而乾維、東西二百五十六丈五尺、南北六十一丈也。正方西并乾方不相当。雖不算勘、庚方分歟、不当両方之由、各令帰參申之。仍相論無其詮。神妙之旨落居。及爇燭之期、評議訖、人々令退出云々。

造営中の新御所（宇津宮辻子）につき、方違えをすべきか否かの評議があった。その要点は、この日から天一が西を塞ぐことに対してどう対応するかである。本主たる三寅は、このとき大御堂前の伊賀朝行邸にある。そこ

から見て、宇津宮辻子が西に当たるか否かが問題となり、測量の結果、忌むべき方に当たらずと結論された。注意すべき点は、方違えをするか否かという問題が方角の問題にすりかえられたことである。陰陽師らの結論は、方角に当たらずゆえ方違えの必要なしというものであった。つまり、方角に当たるならば方違えをするのが当然である、ということ。鎌倉においても、方角禁忌が遵守されている様子を物語るといえよう<sup>11)</sup>。

【11】嘉禄2(1226)・3・1(③42)

依為吉曜、竹御所為御方違、入御武州(泰時)御亭。是今年御行始也云々。

將軍頼経(三寅)の室、竹御所が、泰時亭に方違えした。彼女は2代將軍頼家の娘で、源氏の血をひく最後の女性である。当時24歳、頼経は9歳に過ぎない。將軍御所は宇津宮辻子に移り、北隣が泰時亭。このとき、複数の神が重なって東から南西を塞いでいる。したがって、北隣へ方違えするのはよいが、日遊が家内を占めているわけではないので、無理に動く必要はなかった。吉曜たるによりといい、御行始めの理由付けとして方違えを用いている点、おもしろい記事である。

【12】嘉禄3(1227)・6・17(③57)

御所乾角、可被立納殿之由、有其沙汰。然奉行人周防前司(藤原親実)申云、自明日西者王相方也。可有御方違歟云々。但不当西方歟之由有仰。仍陰陽道被尋問之処、各積丈数申云、自夜御所、西行廿二丈八尺五寸、北行十六丈八尺、入成方事一丈五尺六寸八分、然者自西鱗板際六丈相去而於被立者、雖無御方違、不可有憚云々。

翌日が立秋で、秋は王相が正西を中心に5方位を塞ぐ。御所の西北角に納殿を建てるにつき、その方違えは如何という記事である。

陰陽師の答えは、西の鱗板から6丈(18m)離して建てればよい、という。ここでもすで見たとおりに、方角を外すことによって方忌みを回避していることがわかる。

【13】嘉禄3(1227)・7・25(③59)

入夜、有御方違。御宿于西侍火爐之間、近習人々数輩参候、有御連歌等云々。

この日、二階堂行盛が政子のために建立した仏堂ができ、京から下向した聖覚僧都を導師として供養が行われた。その夜の方違え。むろん、本主は將軍頼経である。正殿から西の対屋に移ったのは、日遊神が家内南方を塞いだためと考えられるが、他方、西は太白・大將軍・王相が挙って塞いでいる。やや不審を覚えるけれども、数名が伺候し、連歌などが行われたという。方違えが、一種の行楽となっている様子を窺うことができよう。

【14】安貞2(1228)・3・25(③69)

今夜、將軍家(頼経)為御方違、入御小山下野入道生西(朝政)宿所。自御所南方也。是為被立御車宿、令避王相方御。相州(北条時房)以下扈從。

翌日が立夏で、夏は王相が南を塞ぐ。車宿を建てるために、それを避けた方違え。陰陽道の定めどおり、穏当なものである。小山朝政邸は若宮大路、一の鳥居付近の東側に比定され、厳密に言えば、御所の南西に当たる。

【15】安貞2(1228)・4・25(③70)

今夜、將軍家(頼経)有五月節御方違也。入御生西(小山朝政)之家。

翌日が5月節(芒種)なので、方違えを行った。しかしそれよりも、立夏の節分から30日目の方違えと見るほうがよい。ともあれ、規則どおりの方違えといえる。

ところが還御せんとしたとき、亭主生西がしきりに引き止め、終日、遊興のあったこと

が翌日条に記されている。やはり将軍の方遣えは、北条氏や有力御家人との社交としての性格を帯びていたのである。

**【16】安貞2（1228）・10・15（㊦79）**

今夕、将軍家〈頼経〉為御方遣入御于小山下野入道生西〈朝政〉車大路家。被用御輿。黒駿御馬牽于御前。土屋左衛門尉〈宗光〉持御釵、佐原三郎左衛門尉〈三浦家連〉懸御調度。（中略）入御彼亭之後、供三献之間、相州〈時房〉・武州〈泰時〉被候。越後守〈北条朝時〉追而参加云々。

またぞろ頼経が小山朝政の家の方遣えに出かけた。中略部分には30人以上の供奉者の名が列挙されている。黒駿の馬は、当日これに先立って泰時から進上された。方遣え先での三献なども、忌みを避けるという本義を離れて、美々しい一大イベントと化している。

**【17】寛喜2（1230）・閏正・29（㊦92）**

将軍家〈頼経〉四十五日御方遣也。入御相州〈時房〉御亭。竹御所、入御駿河入道〈中原季時〉家。

「四十五日御方遣」とは、立春の節分から45日目を指す。比較的、重要視された方遣えの一つで、励行される度合いも高い。それが鎌倉でも行われていたことを示す記事。

**【18】寛喜3（1231）・正・10（㊦103）**

将軍家〈頼経〉為御方遣、入御竹御所。去年立春御方遣之後、依相当四十五日也。

この場合の竹御所は地名で、比企ヶ谷の奥（大町1丁目）。立春から45日目の方遣えというが、この年は前年12月26日に年内立春となったから、当日は15日目に当たる。15日目も方遣えすべき日に違いないけれども、ともかく45日目ではない。何らかの錯誤があるろう。

**【19】貞永元（1232）・7・27（㊦118）**

御台所〈竹御所〉為御方遣、渡御駿河入道行

阿〈中原季時〉家。是奉為故左金吾将軍〈源頼家〉追善、依可被造立伽藍也。其地、勝長寿院内弁阿闍梨房鎮云々<sup>12</sup>。但此地不可然、法花堂之下、猶可宜之由、重其沙汰出来。委細依尋聞食也。

**【20】同・8・6（㊦118）**

御台所御方遣事。駿河入道家、不可叶于本所方角、可被用東御所之由、有其沙汰云々。〈大和〉久良奉行之。

**【21】同・8・8（㊦118）**

御台所、為精舎造営、自今夜御坐東御所。百四十五日御方遣也。

竹御所が父頼家追善のため仏堂を建立するにつき、中原季時邸の方遣えした。ところが、8月6日になって同家は不適との沙汰があり、さらに東御所の方遣えした。純然たる方角の問題だけではないように思われる。将軍や、その室が方遣えに渡御することは、御家人にとって大きな名誉であり、さればこそ、還御に際して引出物を進上したり、饗応を経営したりしたのである。背後に、言わば誘致合戦のような動きのあったことも想定できるのではあるまいか。実際、この作事については占地をめぐる議論があり、11月18日に至ってようやく立柱上棟が行われた。その際は、16日に二階堂行盛邸への方遣え決定、17日夜に渡御している。【19】から【21】の記事は、まだ造営が始まらぬにもかかわらず、方遣えだけが先行実施されたわけで、必ずしも陰陽道的な理由だけで方遣えをするものでもないことを窺わせる。

なお、【21】の「百四十五日御方遣」は不審。節分からの日数で行う方遣えはその期限が15日単位で、90日、つまり一季を限度とする。145日は理に合わないし、仮に「百」を衍字と見て45日としても該当しない。

【22】文暦2（1235）・正・9（㊦147）

将軍家〈頼経〉節分御方違、入御越後守〈北条朝時〉名越亭。此宿所始入御之間、毎事尽花美。

翌日が立春なので、節分方違えは適切。北条（名越）朝時亭へは初めて方違えするので、ことごとに華美を尽したという。やはり方違えは社交の一つであった。

【23】文暦2（1235）・正・20（㊦147）

将軍家、為御方違、入御于周防前司〈藤原〉親実大倉家。明日依可被立五大堂之門、令違天一方給云々。而先之、就御方違方角事、前漏刻博士宣友有申旨。仍御出以前、於小御所東面直被召決之。忠尚、親職、晴賢、文元等、候于渡殿透廊北縁。宣友申云、遊年方、与大將軍・王相、各別無謂云々。忠尚等云、各別事也。越州亭者、為令違御遊年方御。周防前司家者、自旧年为御本所被違御方訖云々。

頼経は翌日から始まる五大堂の門造営のため、天一の塞ぐ正東を避くべく、親実の家に方違えした。これに先立ち、宣友なる陰陽師から申し出があり、方角のことが評議された。簡単に言えば、天一は日の干支、大將軍は年の干支、王相は3か月ごとに、塞ぐ方角が決まる。それらを個別に考慮する必要があるか否か、ということであった。宣友はその必要なしとの立場をとる。どうやら、【22】に掲げた名越（越州）亭への入御に納得できないらしい。両説の当否は別として、方違えに関して異論の生ずる余地があり、そこに政界の人脈、背後関係が作用する可能性もあったと見られる。

【24】文暦2（1235）・閏6・15（㊦160）

明日入立秋節。明王院御堂、瓦少々未被葺之間、為御方違、可有入御越後守〈朝時〉名越亭由、為周防前司〈藤原〉親実・伊賀式部入

道光西〈光宗〉・摂津左衛門尉為光〈藤原為佐〉等奉行、有其沙汰。被沙汰之処、有儀俄被止之<sup>13</sup>。入冬季、可有御方違云々。

立秋前日の節分方違えに関する記事。実施の沙汰があったものの、にわか中止、冬に延期された。いかなる議があったものか明記していないが、妙な話である。遊行神の塞ぐ方角を避けることが方忌みである以上、本来ならば、人間の都合で中止や延期はできないはず。にもかかわらず、かかる記事が見えるということは、そこに「政治的判断」が働いていることを思わせる。

【25】嘉禎2（1236）・4・4（㊦174）

将軍家〈頼経〉為御方違、可有渡御于小山下野入道生西〈朝政〉若宮大路家之由、有其沙汰。彼家先年焼亡、更新造之後、未及入御。可為何様哉之旨、為藤内大夫判官〈藤原〉定員奉行、被尋人々。如此事有兩様。所謂安家説者、儲本處於塞方、雖有其憚。賀家説者、一宿之後、仮取界契用之、付其説渡御、不可有巨難之由、知宗・親行・季氏等申之。此上猶被問晴賢・文元等。可有憚之旨、一旦雖申之、便宜辺無可被用御本所屋之間、可被宥用之由亦申之。但彼家自御所相当坤。今日為太白方歟之間、将軍家直有御疑。晴賢等打丈尺令算勘。為丁方之由依令申、入夜渡御生西家云々。

小山朝政の家への方違えにつき、同家は先年焼亡して新造の後、いまだ入御していないが、それは如何なものかという。安倍家の説と賀茂家の説とは相違がある。結論としては、憚りはあるけれども、ほかに適当な家が無いので、已むを得ず用いよう、ということであった。しかし、頼経自らが太白の塞いでいる坤（西南）に当たるのではないかと懸念したため、陰陽師晴賢が測量計算した結果、

丁方（南に近い南南西）ということになり、予定どおり渡御した。方忌みのタブーが絶対的なものでないことが知られる。と同時に、またしても方角が当たらぬとの復命により、予定された方違えが実現したことも知られるのである。

**【26】 嘉禎2（1236）・6・26（③176）**

明日依可有新御所柱立、為信濃民部入道行然（二階堂行盛）奉行、可有御方違于（中原）師員屋形敷事、及御沙汰。是新御所自当時御所（生西家）、相当正北方之間、明日太白方、可有一夜御方違之故也。又自本御所（宇都宮辻子）、当時御所乾方敷之由、有御疑。可糺方角之旨、被仰行然。仍忠尚・晴賢・国継、相共向師員家、令打丈尺。非乾方之由、各申之。亥刻、將軍家為御方違、入御大膳大夫師員屋形。御儲之儀殊奔營、御引出物有数云々。

造営中の新御所が、現在の御所（小山朝政邸）の正北に当たり、翌日、太白の方になるので、中原師員の家に一夜の方違えをした<sup>14</sup>。太白は日毎に所在を変えるが、27日に真北とあるのは正しい。末尾の文言から、賑々しい渡御であったことが窺われる。

またここでも、宇津宮辻子御所から見て乾（西北）に当たるのでは？との疑問に対し、丈尺を打った結果、乾には当たらないと復命して頼経を安堵させている。

**【27】 嘉禎2（1236）・11・22（③185）**

將軍家（頼経）御方違、入御于蔵人大夫入道西阿（毛利季光）宿所。是御持仏堂造営、其所自御寝所北方分敷之由、依有御疑也。

この記事は、造営中の持仏堂が寝所から北に当たるのではないかとの疑いがある、方違えしたものの。このような場合、上掲の例では陰陽師に丈尺を打たせるが、今回は、そうしなかったらしい。しかし、「当たるかも」で

実施したのでは、逆に方違えの規則性が破れてしまう。

**【28】 暦仁元（1238）・12・19（③232）**

於御所、節分御方違事、有其沙汰。可被用遠江守（北条朝時）名越宿所之由、前武州（泰時）令申給之処、清右衛門大夫（清原）季氏申云、彼所天一遊行方也、可有憚云々。被問陰陽頭維範朝臣、公家之外、不可有其憚之由申之。仍治定名越亭云々。

節分方違え（23日）につき、名越朝時邸を用いるよう泰時が進言したが、清原季氏は天一遊行の方であるとして反対した。このときの天一方は巽（東南）。そこで陰陽師維範に問うたところ、「公家のほか」すなわち天皇以外は憚る必要なしとの答えであったため、そのまま決まった。理屈を言えば、維範の答えに確たる根拠はなく、泰時の意を迎えたものである。諮問に対する陰陽師の答申には、しばしばこのような例が見られることに注意しておきたい。

**【29】 仁治2（1241）・10・22（③287）**

以武蔵野可被開水田之由、議定訖。就之、可被懸上多磨河水之間、可為犯土之儀敷、將又可為將軍家（頼経）御沙汰敷、可為私計敷、賢慮猶難被一決。仍今日、前武州（泰時）召陰陽師泰貞・晴賢等朝臣、被示合。各一同申云、堰溝耕作田畠事者、雖不及土用方角沙汰、於此事者、已為始御沙汰敷。可謂大犯土者敷。雖非將軍家御沙汰、私御方違可宜敷、若可為国司沙汰乎云々。前武州又被仰曰、雖似私沙汰、耕作之後者、為御所御計可賜人々。然者可為御所御沙汰。北方当時王相敷。自明年又可為大將軍方。可見定御方違御本所云々。為武藤左衛門尉頼親奉行、相具泰貞・晴賢、行向武蔵国海月郡。自彼所猶為北方（亥方云々）。即兩人帰参于前武州御亭、申此由。以秋田城

介〈安達義景〉所領同国鶴見郷、可為御本所之旨、泰貞等令一同之間、可有入御之由云々。摂津前司〈中原〉師員・毛利藏人大夫入道西阿〈季光〉・民部大夫入道行然〈二階堂行盛〉・佐渡前司〈後藤〉基綱・出羽前司〈二階堂〉行義・秋田城介〈安達〉義景・太宰少弐〈藤原〉為佐・加賀民部大夫〈三善〉康持等、群議治定之後、相副行義・義景於泰貞・晴賢被申御所。召入御前、被聞食其子細。仰曰、冬至以後、鶴見相当良方、可為王相方、始御方違于塞方事者有其憚。冬至以前、先可有渡御、可被用何日哉云々。泰貞等申云、来月四日可宜、其後可有立春御方違也云々。

これは大掛かりな話である。武蔵野の水田開発にあたり、犯土となるのではないかとの懸念から、方違えが論じられた。泰時の諮問に対する陰陽師の答えは、農業耕作に関わることは本来ならば犯土を気にする必要はないけれども、今回の議は大犯土にあたるから、泰時が私的に方違えをするがよろしかろう、あるいは、(将軍の沙汰でなく)国司の沙汰として工事を進めては、というものであった。泰時は、開発された水田は最終的に将軍から人々に給付されるのだから、やはり将軍家の沙汰になると言い、方違えの本所を見定めるよう指示した。結局、安達義景の所領が本所と決まり、頼経に申し入れた<sup>15</sup>。頼経は、冬至以後、鶴見は良(東北)、王相方に当たるゆえ、始めに塞がりの方角へ方違えすることは憚りがある。冬至以前に一旦渡御するから、日を定めよと言う。そして、翌月4日がよろしいということに決した。

この記事からわかることは、工事の主体を変えることにより方忌みを回避できる、という点である。本主が違えば、当然その在所も異なるわけで、それは理解できるけれども、

やや「便法」に過ぎない気がする。人々は、忌みを犯すことを畏れつつ、巧みにそれを回避する手だてを模索したといえよう。

**【30】 仁治2 (1241)・11・4 (③288)**

今朝、将軍家〈頼経〉為武蔵野開発御方違、渡御于秋田城介義景武蔵国鶴見別庄。(中略)面々刷行粧、頗以壯観也。(下略)

前件【29】の方違え当日である。「面々、行粧をかいつくろい、頗るもって壯観なり」といい、下略部分には錚々たる60余名が列記されている。これは泰時が笠懸の勝負を企画したため、すでに度々見た如く、将軍の方違えが、一面では行楽の要素をもち、また一面では一種のデモンストレーションであった実態を示すであろう。

**【31】 寛元元 (1243)・8・26 (③306)**

入夜、将軍家〈頼経〉令移前右馬権頭〈北条政村〉亭御。是小御所并御持仏堂以下可被壊立之間、為被移四十五日御方忌也云々。

この方違えは殿舎の改築に伴うものだが、少々異色である。というのは、ふつう45日の方違えは、四季の節分から15日目ごとに行う「予防のための方違え」(フランク)の一つであって、このような形では行われぬし、節分から45日目にも当たらない。方忌みを理由付けとしてはいるものの、要は工事中の一時的転居に過ぎまい。鎌倉では方忌みを、やや拡大解釈して用いているかに思われる。

**【32】 寛元3 (1245)・5・23 (③344)**

将軍家(御歳七)〈藤原頼嗣〉、依可有御嫁娶、日次(六月廿日)并造作(可被広女房局并御厩)以下条々、有其沙汰。依之為御方違、日来雖被点遠江守(北条朝直)亭(御所巽方)、自彼第御厩当于西方、至秋節可為王相方御方違之間、以大僧正御房(恵良)御壇所、被定御方違之所。自今夜渡御云々。

将軍は代替わりして頼嗣となった。7歳の少年に「嫁聚」の沙汰も一驚である。それはともあれ、日ごろは北条（大仏）朝直亭を方違え先に指定しているが…との文言が注意される。そもそも方忌みは、その都度、異なる塞方を判断して行うもので、常に一つの邸宅を点じておくことなどできない。おそらく、これは節分から15日目ごとに行う方違えのための既定事項であろう。その場合、将軍の後見人など、有力者との人脈によって左右された公算が大きい<sup>16</sup>。

**【33】 寛元 3 (1245) ・ 5 ・ 26 (③344)**

大納言家〈頼経〉被奉讓御所於将軍〈頼嗣〉御方。仍有其儀。自今無御方違、自将軍御方者、御造作之所無其憚云々。

前年、将軍職を頼嗣に譲った頼経は、大殿と呼ばれて、依然として隠然たる勢力を保っていたが、この日、御所を新将軍に譲った。そのため方違えの必要がなくなったと伝えるこの記事は、逆に、なお方違えの決まりを遵守しようとする意識の射影と評価できる。

**【34】 寛元 4 (1246) ・ 正 ・ 12 (③358)**

大殿〈頼経〉并将軍家〈頼嗣〉、自毛利入道西阿〈季光〉第還御。是雖為立春御方違、十一日者、東為太白方之間、一昨日御出、昨日御逗留云々。今朝西阿献御引出物。各御釵・砂金・羽・御馬一疋云々。

立春の方違えだが、節分当日の11日は東を太白が塞ぐので、10日に出御して逗留したという。それらはみな適切な記述で、10日条の記事もある。還御にあたり、やはり亭主が引出物を献上しており、将軍の方違えのもつ意味を物語っている。

**【35】 宝治 2 (1248) ・ 12 ・ 10 (③413)**

将軍家〈頼嗣〉有御方違之儀。入御甲斐前司〈長井〉泰秀亭。御直垂・立烏帽子・御騎馬也。

(下略)

**【36】 同・閏12・10 (③415)**

将軍家、為御方違、入御于足利左馬入道正義大倉亭。(下略)

**【37】 建長 2 (1250) ・ 3 ・ 25 (④441)**

将軍家為御方違、入御相州〈北条時頼〉御亭。供奉人々布衣下括。(下略)

いずれも将軍頼嗣の方違えで、毎回、数十名の御家人らが騎馬・徒歩で供奉した。下略部分にそれらの列記がある。翌日、還御の際に亭主から引出物献上があるのも常のとおりである。わずかな文言だが、【35】に「方違之儀」とあるように、一種の儀式として行われており、神威を畏れる意識はほとんど看取されない。【37】の場合、時頼亭（「旅御所」と記す）において遊宴・射的御覧・蹴鞠などに興じた記事が翌日条に見える。完全に将軍と取り巻きの有力御家人らとの社交である。

**【38】 建長 3 (1251) ・ 11 ・ 12 (④491)**

戌剋、将軍〈頼嗣〉為御方違而、奥州〈北条重時〉第入御。前右馬権頭〈北条政村〉・武蔵守〈北条朝直〉・遠江守〈北条時直〉以下供奉。相州〈時頼〉被参詣云々。是明年可被建小御所、其地为南方之間、依当于太白方也。

方違えの記事としては何の変哲もないが、かかる事象が史料の校訂に資することもあるという例として掲げた。文中、「明年」とあるが、翻刻注によれば、年字は底本になく、鳥津家本に拠って補った由。しかし、ここは明年でなく、明日が正しい。太白は毎日その所在を変えるので、「一日めぐり」「一夜めぐり」と呼ばれる。「年」では太白の方忌みとして意味をなさないし、もし小御所の建造が明年だとしても、何も前年11月から方違えをするには及ばぬはずである。

【39】 建長 4 (1252) ・ 4 ・ 29 (④519)

於相州〈時頼〉御方、可被壞棄古御所事、五月憚否、有其沙汰。陰陽師等依召參上。被尋所存之處、各申狀不一揆。所謂晴賢・晴茂申可憚之由。以平申云、於被壞棄者更無憚、又禁忌方同之云々。為親申云、壞家屋事、五月有憚勿論也。但是為棄置之儀、不可有憚云々。就面々申詞、被擬評議。相州被仰云、古賢云、我居宅於壞者、大將軍・王相、凡不忌云々。況於前將軍〈頼嗣〉幕下哉云々。仍雖五月可被破却之由、被定云々。

当月1日、後嵯峨皇子の宗尊親王が將軍に就任した。これが宮將軍で、北条氏の悲願が実現したものである。それと連動して、前將軍の御所を5月に毀つことの可否を評議した記事。陰陽師の大勢は憚るべしであったが、以平ひとり、憚りなしと答えた。結論としては、時頼の言う「古賢」の言葉に従い、5月に破却することを決めた。この將軍交替劇はもとより北条氏の画策によるもので、時頼は頼嗣を京に強制送還したのである。御所を破却することには北条氏、とくに執権の実力を誇示する意図が籠められている。占術の類とは所詮そんなもので、依頼者の希望に沿った答えこそが受け容れられるという側面をもつ。そのことを教えてくれる記事である。なお、「古賢云」は典拠不明。

【40】 建長 4 (1252) ・ 5 ・ 17 (④522)

奥州〈重時〉・相州〈時頼〉并前典厩〈北条政村〉・前尾州〈北条時章〉以下、参会評定所。將軍〈宗尊〉御方違事、被經評議。以奥州亭可被用御本所云々。而自当御所(相州御亭)当西方、大將軍方可有憚之由、晴賢・晴茂・為親・広資・晴憲・以平・晴宗等、一同申之。仍被定出羽前司〈小山〉長村車大路亭云々。自当御所正南方也。

【41】 同 ・ 5 ・ 19 (④522)

御本所事、〈小山〉長村宿所、聊依有其煩、亦被問陰陽道之處、晴賢以下申云、龜谷・泉谷、右兵衛督〈二条〉教定朝臣亭、自当時御所北方也、被用御本所之条、可宜云々。仍治定云々。

【42】 同 ・ 5 ・ 26 (④522)

今日、被壞右兵衛督〈二条教定〉泉谷亭。為御方違本所、依可有新造儀也。奉行人佐渡前司〈後藤〉基綱・出羽前司〈二階堂〉行義・清左衛門尉〈清原〉満定・安東藤内左衛門尉光成・陰陽師前大膳亮為親・以平等、行向彼所沙汰之。

以上3件の記事は、將軍宗尊の新御所造営に関わるものである。先立つ5日、時頼亭に6人の陰陽師が召され、本所をどこにすべきか諮問・評定があった。結論は、乾(西北)に当たる龜谷がよろしかろうと。おそらくはそれを承けて、17日、北条重時亭を本所にとの議が出されたところ、陰陽師らが一同に、現住所たる時頼亭から西、大將軍方に当たるので不可と申し立てた。この指摘は正しい。そこで、南方になる小山長村亭が選ばれた。ところが19日、同亭は煩いありとのことで、あらためて二条教定亭が選ばれた。小山亭の「煩い」の事情はわからない。そして26日、教定の泉谷亭が御所新造のために壊された。

一連の記事を見ると、鎌倉でも真剣に方角禁忌を検討している様子が知られる。しかしながら、その一方で、北条得宗家などの意向により、それに合致する説のみが採用されている形跡もある。このように本所の候補地が二転三転した背後には、相当の駆け引きがあったのではなかろうか。そもそも、陰陽師の見解が分かれること自体、方違えが確乎たる理論や教義の裏付けをもつものでないこと

を露呈している。

このあと7月8日条を見るに、新造成った教定の泉谷亭に方違えのため入御した。例によって、20数名の御家人らが従っている。

**【43】 建長4（1252）・7・20（④526）**

又有御方違。騎馬供奉人者無違先度之儀。歩行衆之中、上野七郎左衛門尉・出羽三郎左衛門尉等申障。越中四郎左衛門尉（宇都宮時業）始者進奉、後又申障之間、臨出御之時、被召具加藤三郎（景経）云々。

いささかキナ臭い記事である。まず、「又」の一字がこれまでに見られなかった表現で、穏やかでない。次に、上野・出羽の両名が差し障りを申して断っている。宇都宮時業は、最初は拝承しながら、後になって故障を申し出た。御家人らの間に、好い加減にしてほしいという空気があったように思うのは、深読みに過ぎるであろうか？<sup>17</sup>

なお、23日、8月6日、9月25日等にも將軍の方違えがあり、やはり20数名の供奉人が列記されている。

**【44】 正嘉元（1257）・4・14（④640）**

大慈寺破壊、此間被加修理。仍奉行藤肥前前司・松葉次郎助宗法師（法名行円）等、参会彼寺、有供養日時沙汰。可為六月十四日。但為御聽聞有御出者、可有御方違之由、陰陽師等勘申之。

**【45】 同・8・12（④644）**

大慈寺供養問事、肥前前司・三井左衛門尉・松葉入道（助宗）等、奉仰、相伴陰陽師、向惣奉行常陸入道行日（二階堂行久）家相談之。晴賢・晴茂・広資・以平・文元等、各以別紙、勘申可有御方違之由。（中略）而至供養者、專為御沙汰、無方違而有御出事、尤可有其憚之由。衆議治定云々。

実朝の創建した大慈寺の修理が行われた。

その竣功供養を聴聞すべく出御するにあたり、方違えが必要か否かの評議である。前2件の記事では、陰陽師らが必要と力説している。このことは逆に、將軍やその周囲の人々の間に、必要なとする気配のあったことを窺わせる。そして結論は、17日の評議、18日の方角検証を経て、佐々木泰綱の薬師堂ヶ谷の山莊を本所として方違えを行うよう決した。9月30日条にその記事が見える。

**4. むすびに**

合計40件余の記事を掲げて簡単な分析を試みた。『吾妻鏡』に見出される記事の3分の2ほどである。そこから理解されることをまとめると、以下のようになろう。

- 鎌倉の武家社会においても、頻繁かつできる限り厳格に、方違えが励行されている。
- とは言え、公家社会と比べると、記事としての出現頻度はごく僅少である<sup>18</sup>。
- 大半が作事に伴うか、あるいは節分の方忌みで、他行に関するものはほとんど所見がない。
- 作事に伴う場合、本来の目的よりも、工事中の一時退避的な性格が強いように思われる。
- 本主は將軍とその周辺の貴人に限られるものの、これは『吾妻鏡』の性格上、已むを得ぬ次第であろう。
- 將軍の方違えは、北条氏や有力御家人との社交と化しており、華美を尽した行楽であったと評せる。そこには、神威に対する畏れは見られない。
- このことは、とくに摂家將軍の時期に卓越しているようである。
- 陰陽師の答申に、北条氏の意を迎えたよ

うな判断が度々見られる。

- 方違えの可否を方角の当否に置き換えて判断することが多い。したがって、恣意的な結論を容易に導き出しうる。
- 山上からの方位観望によって、方角の当否を決定することがある。
- 上記2点は、狭隘で起伏に富む鎌倉を活動の場とする鎌倉陰陽師と、在京陰陽師との大きな相違点である<sup>19</sup>。

本稿では、京の公家社会における方違えとの対比を明確にする余裕がなかった。しかし両者の間には、目的や性格の面で明らかな相違がある。すなわち、鎌倉では方違えが社交・行楽になっている、そこが最も大きな差だと言えそうである。不十分ではあるが、それを一つ示しただけで今回は善しとしよう。

一方、反省点として、もう少し精密な分析の必要を感じている。何よりも、登場する邸第のもっと正確な位置情報がなければ、方角の当否など検証できるはずもない。歴史屋は常に無いものねだりをして稿を閉じる。因果な商売だと苦笑しつつ、今日もまた、これで筆を擱くのである。

## 注

- 1 大野晋ほか編『岩波古語辞典』を引く。イはユエシのユの母音交替形で、神聖なもの・穢れたものなど、古代人にとって、烈しい威力をもつ、触れてはならないものの意、とある。ゆえにイムは、そのようなものと考えるとき、そのようなものとして対処する、という意味になる。
- 2 フランクは、「違ふ(タガフ)」が他動詞である点に注意し、禁忌を回避する意志的、積極的行動と評価すべきことを提唱した。在来邦人の論著には見られなかった着眼点で、蓋し卓見であろう。

彼らは煩瑣な禁忌に縛られつつも、したたかに生き抜いていたのである。

- 3 『吾妻鏡』本文に見る「丈尺を打つ」「丈尺を正す」などの文言は、この測量法の実践である。
- 4 訓読文を併せ掲げ、引用者の読みを示すべきところながら、紙幅の都合上、漢文体原文のみとする。
- 5 広元亭の正確な位置は未詳。大倉幕府の近辺とだけ推定されている。大倉幕府は頼朝以来、源氏3代の中の幕府で、現在の雪ノ下3丁目、清泉女学院付属小学校付近にあった。
- 6 二階堂氏は、もと朝廷の下級官人だが、幕府草創期から政所執事を務めた。その点、北条氏とは立場が異なる。また、頼朝の建立した永福寺(これが二階建ての大伽藍)に隣接して住んだため、二階堂氏を称した。
- 7 勝長寿院は、頼朝が父義朝の菩提を弔うために建てたもの。近世以後、廃絶し、雪ノ下4丁目の大御堂ヶ谷がその故地という。実朝が暗殺されると、政子によって同院に葬られた。
- 8 方角を正確に判定するためには、2地点が東西に何丈何尺、南北に何丈何尺、離れているかという数値が必要になる。それぞれの故地が確定されていない以上、このようなギリギリのケースでは、陰陽師の意見の当否を論ずることは難しい。
- 9 没日は当時の暦法で規定される悪日の一つ。69.6日の周期で巡ってくる。日として数えないことになっており、あらゆることに用いない。委しくは拙稿「宣明暦の没日・滅日について」(本誌第2号(2002年))参照。
- 10 周知の如く、三寅(元服して頼経)は北条氏の強い要望で九条家から迎えられた摂家将軍である(就任は嘉禄2年(1226)正月)。泰時は、これを完全に掌中に収めんとする意志をもっており、自邸隣接地への御所移転を強行するなどの工作をした(宇津宮辻子幕府)。
- 11 この背後には、どうあっても自邸の隣に將軍御所を営みたいという泰時の強硬な意思があったと考えられる。それについては、本学教員による共同研究の報告、『文化としての暴力』(森話社、2006年)の中に別稿を用意している。併せて一読願

- たい。
- 12 国史大系の翻刻注に「鎮、或当作領」とある。たしかに、鎮よりは領のほうが意味を取りやすい。
  - 13 国史大系の翻刻注に「儀、恐当作議」とある。そのとおりであろう。
  - 14 かつては、この造作を幕府の新造と見て、幕府は大倉→宇津宮辻子→若宮大路と再転したとする説もあったが、近年は、これは宇津宮辻子幕府の同一郭内での拡張と考えるようになっていく。
  - 15 海月郡は、ふつう久良岐の字を用いる。おおよそ現在の横浜市東部に相当する。調査の結果、さらに北だということで、義景の所領が選ばれた。橘樹郡鶴見郷にあり、「鶴見別庄」と呼ばれた。
  - 16 北条朝直は時房の息、したがって泰時と従兄弟同士。その室は泰時の娘。このとき執権は泰時の孫経時で、連署を置かず、自身が得宗かつ執権として権力を握っていた。また、頼嗣に嫁する檜皮姫は経時の妹である。朝直は経時・檜皮姫から見れば義理のオジになる。
  - 17 鎌倉武士にとって、将軍の出御に供奉することは最大の名誉である。しかるに、摂家将軍・宮将軍ともに、「武家の棟梁」ではないから、源氏3代のように御家人の忠誠心を繋ぐことはできない。そのうえ御家人らは、彼らが北条氏の傀儡であることも十分承知している。将軍の方違えは、御家人らにとって「忌む」べき負担となったといえよう。
  - 18 これを以って直ちに、武家社会では公家社会ほどには方違えが励行されなかった、と結論することは早計であろう。しかし、たとえば個人の日記である九条兼実の『玉葉』には、40年ほどの間に300か所近い「方忌み」「方違え」の所見がある。
  - 19 鎌倉で一方六（七）分法を運用することは、地形的な制約から、かなり困難である。しかし、それを逆手にとって、陰陽師らは恣意的な方角判定を可能ならしめたともいえる。平安京ならば、素人でも六（七）分法を用いることができる。ただし、算勘（計算術）、とくに除算が、特殊技能の一つであったことは考慮せねばならない。

#### 参考文献（順不同）

- 貴志正造『全訳吾妻鏡』全5巻・別巻1（新人物往来社、1976～79年）
- ベルナル・フランク『方忌みと方違え—平安時代の方角禁忌に関する研究』（斎藤広信訳、岩波書店、1989年）
- 村山修一ほか編『陰陽道叢書』②中世（名著出版、1993年）
- 村山修一『日本陰陽道史総説』（塙書房、1981年）
- 内田正男『暦と時の事典』（雄山閣出版、1986年）
- 日本歴史地名大系『神奈川県地名』（平凡社、1984年）